

深浦町新生児に対する木のおもちゃ贈呈事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児誕生の祝福と健やかなる成長を願うとともに、木の良さを五感で感じる「木育」を通して木材への親しみや木の文化への理解を深める契機とすることを目的に、深浦町産材を使用した木のおもちゃを贈呈することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(贈呈対象者)

第2条 この事業の贈呈対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に贈呈することが必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 令和6年4月1日以降に生まれた者
- (2) 出生により深浦町の住民基本台帳に記録される者
- (3) 出生時において、父母のいずれかが深浦町の住民基本台帳に記録されている者

(贈呈品の内容等)

第3条 この事業における贈呈品は、深浦町産材を使用して町内又は町外の事業者が製作する木のおもちゃ（以下「木のおもちゃ」という。）とする。

- 2 木のおもちゃの製作費は2万円以内（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）とし、製作品の仕様及び完成品については、身体に危険を生じさせないものとしなければならない。

(贈呈の手續)

第4条 木のおもちゃの贈呈は、次の方法により行うものとする。

- (1) 当町戸籍担当窓口に出生届を提出された際に窓口又は保護者が希望する日時及び場所で贈呈するものとする。
- (2) 他市区町村戸籍担当窓口に出生届を提出された場合は、保護者が希望する日時及び場所で贈呈するものとする。

(3) 贈呈品の受取の際は、木のおもちゃ受領書（様式第1号）を提出することとする。

(4) 贈呈する木のおもちゃの数は、新生児1人に対して1つとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。